

2017 年条約勧告適用専門家委員会 I L O 第 100 号条約ダイレトリクエスト (抄)
(厚生労働省国際課仮訳)
同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約
1951 年 (第 100 号)
日本 (批准 : 1967 年)

委員会は、政府に対して、非賃金労働者を対象に含む統計を含め、公共部門及び民間部門における男女の賃金格差に関する統計情報を引き続き提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、性別に基づく違法な間接差別を構成すると一致した措置に関する省令の写し及び賃金だけでなく、報酬の全構成要素に関する、男女間の間接差別に対処するためのさらなる議論、決定又は行動に関する情報を提供するよう求める。

委員会は、政府に対して、公共部門及び民間部門において、同一又は実質的に類似した職務、職務類型及び職務分類を超えた報酬比較の可能性を確保するために、給与決定制度が客観的職務評価手法を組み入れることができる方法を促進し整備するためにとられた措置に関する情報を提供するよう引き続き求める。委員会は、雇用の決定に男女の役割に関する永続的な固定観念が影響していることを政府が認めていること考慮し、政府に対して、使用者、労働者及び管理者に対して、客観的職務評価及び性的な偏見が報酬制度に組み込まれないことを確保することの重要性についてよりよく知らせるために行われた意識向上及び教育的措置について報告するよう求める。委員会は、政府に対して、男女間の賃金の不平等を解消するために使用者及び労働者によりとられた取組を支援するガイドラインの状況について詳細に述べること、また、そのガイドラインが認識、促進、適用されている方法に関する情報を提供することを求める。

委員会は、政府に対して、条約の原則の尊重を確保するため、適切かつ効果的な実施手続及び救済について制定すること、並びに監督機関の活動及び同一賃金違反に関する判決の概要を提供することを求める。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第122号条約ダイレトリクエスト (抄)

(厚生労働省国際課仮訳)

雇用政策に関する条約

1966年(第122号)

日本(批准:1986年)

委員会は、政府に対して、性、年齢及び雇用形態によって分類した統計データを含め、改正パートタイム労働法及び改正派遣法の影響に関する情報を含む、社会的パートナーと協議を行い労働市場の二重構造を減少させるためにとられた措置の有効性及び影響に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、女性活躍推進法の影響に関する情報を含め、女性の雇用を推進するために講じられた、又は計画された措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。委員会は、また、政府に対して、条約第1条2(c)において意図されているように、女性及び男性が職業選択の自由を享受できるようにし、並びに個々の労働者が資格を取得し自己の技能を活用するための可能な最大限の機会を有することができるようにするために、性別に基づくキャリア・パスの仕組みに関してとられた取組に関する情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、勤労青少年福祉法の一部改正及び新卒応援ハローワーク事業を含む、若年者に完全で、生産的で永続的な雇用を確保するためにとられた措置の影響に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対して、労働者が30人より少ない企業における措置の実施に関する更なる情報を含め、高齢労働者の生産的な雇用を促進するためにとられた措置の影響に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

2017年条約勧告適用専門家委員会 ILO第156号条約ダイレトリクエスト (抄)

(厚生労働省国際課仮訳)

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約

1981年(第156号)

日本(批准:1986年)

委員会は、政府に対して、育児・介護休業法第26条の適用及び拡大された違法な間接差別の範囲を監督するためにとられた措置に関する情報を含め、転勤の慣行を効果的に監督し、見直すためにとられた措置に関する情報を引き続き提供するよう求める。政府は、また、性別により分類した転勤の慣行に関する統計及びあらゆる紛争及びこれらの紛争を解決する決定に関する統計を提供するよう求められている。

委員会は、保育及び介護のサービスに対する継続した需要、人材に関する連合の懸念及び女性の労働市場への参加を増加させ、仕事と家族的責任の調和を高めるための政策的努力を考慮し、政府が十分な質の保育及び介護のサービスを提供する一層の努力をすることを期待する。また、政府には、引き続き、保育及び介護のサービス及び施設の数及び活動並びに増大する需要を満たす上で得られた進展に関する情報提供が求められている。

そのため、委員会は、政府に対して、仕事と家庭生活の調和に向けた国内法及び政策の実施を促進するに当たり、男女の雇用機会均等の達成を促進する文脈で、使用者、労働者及び社会全般に向けた、伝統的な男女の性別役割分担という性別に関する固定観念に基づく既存の考え方に対処する教育及び啓発活動を始めるよう促す。委員会は、政府に対して、教育及び啓発措置の数及び内容並びに差別を受けることなく仕事と家庭を両立する権利を実際に行使するための男女双方の能力の向上への影響に関する情報を提供するよう求める。